



IPアドレス管理指定事業者連絡会

2001.11.30

ダイレクト・メンバー・アロケーション 運用について

(社) 日本ネットワークインフォメーションセンター
IP事業部 大堀 暢哉

～ 目次 ～

- 1 ダイレクト・メンバー・アロケーションとは
- 2 現状の問題点
- 3 ダイレクトアロケーションのメリット
- 4 ダイレクトアロケーション導入前後の比較
- 5 ダイレクト・メンバー・アロケーション申請フロー
- 6 申請書の紹介
- 7 ダイレクト・メンバー・アロケーション申請における
 注意事項
- 8 ドキュメント公開について
- 9 問い合わせについて

1 ダイレクト・メンバー・アロケーションとは

対象基準（半年で15以上のアドレス需要を明らかに証明できるネットワーク）を超える場合のIP指定事業者ネットワークには、大きなアドレスブロックが必要となります。

しかしながら、APNICからJPNICに割り振られる3ヶ月分のアドレスブロックでは、IP指定事業者の需要に追いつかないのが現状になりつつあります。

よって、上位レジストリーであるAPNICのアドレスブロックから割り振りを行う事で、すべてのIP指定事業者に対して「3ヶ月分を超えるアドレス割り振りの実現」「追加割り振り申請頻度の減少」を提供しつつ、「経路情報を集成し経路表の増大の抑制に結びつく」事から考えられたサービスです。

2 現状の問題点

- 公平性の問題
- 追加割り振り申請の頻度増大
- 経路数の増大

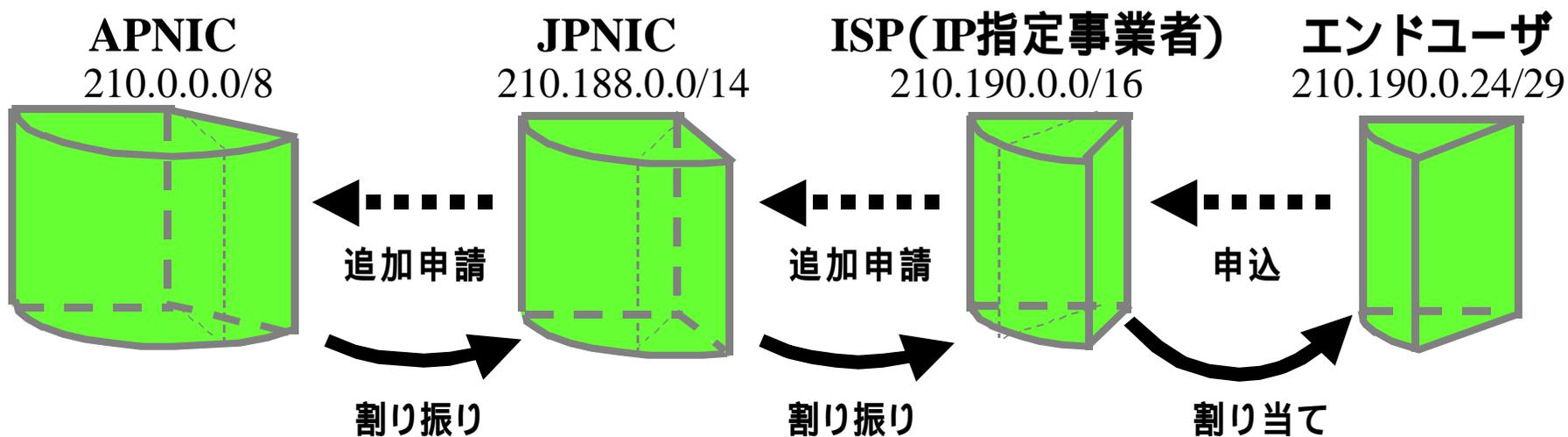
3 **ダイレクトメンバーアロケーションの⁵メリット**

- 1度に大きな割り振りをAPNICのアドレスブロックから行う事が可能となる為、経路数の増大を防ぐことができます。
- 纏まったアドレスブロックをJPNICのプール分から割り振りする必要がなくなる為、JPNICからの割り振り対象となる/16以下を割り振る指定事業者に対しても、現状の3ヶ月分ではなく、もう少し長いスパンでの割り振りが可能となります。
- 纏まったアドレス空間を割り振る事が可能となる為、追加割り振り申請の頻度が減ります 指定事業者の負担の軽減
- 審議は日本語で可能な為、APNICへの直接申請する際の審議のように英語でのやり取りという わずらわしさがなくなります。

審議方法は従来の割り当て審議、割り振り精査と同様となります。

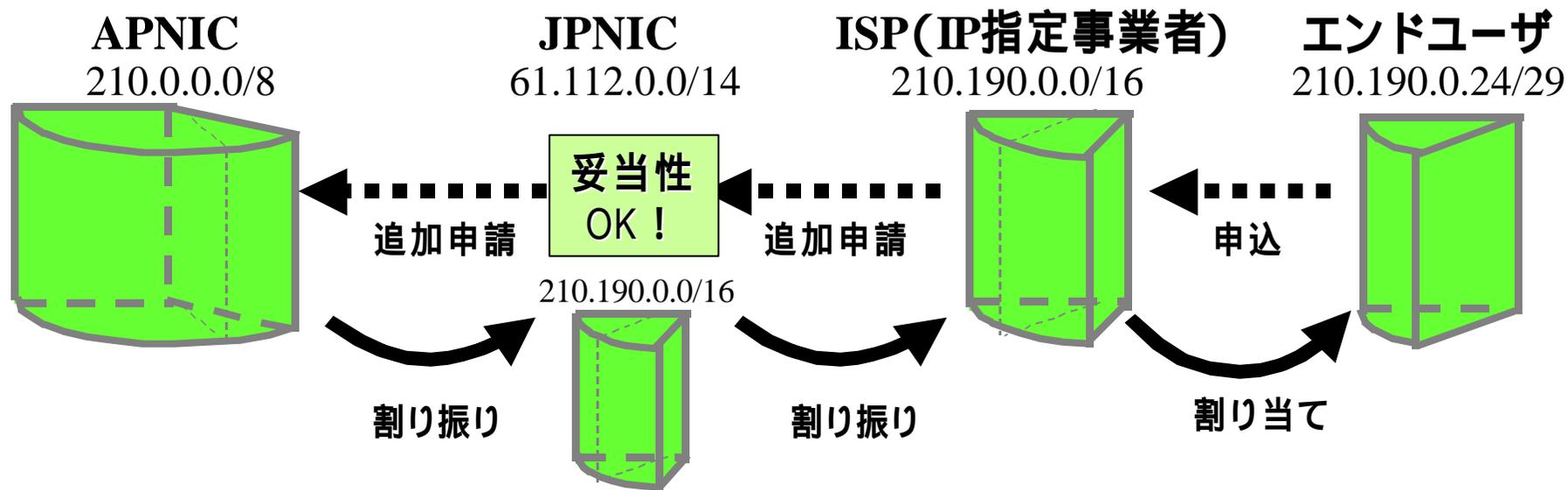
ダイレクトメンバーアロケーション⁶ 導入前後の比較

～ 現状 ～

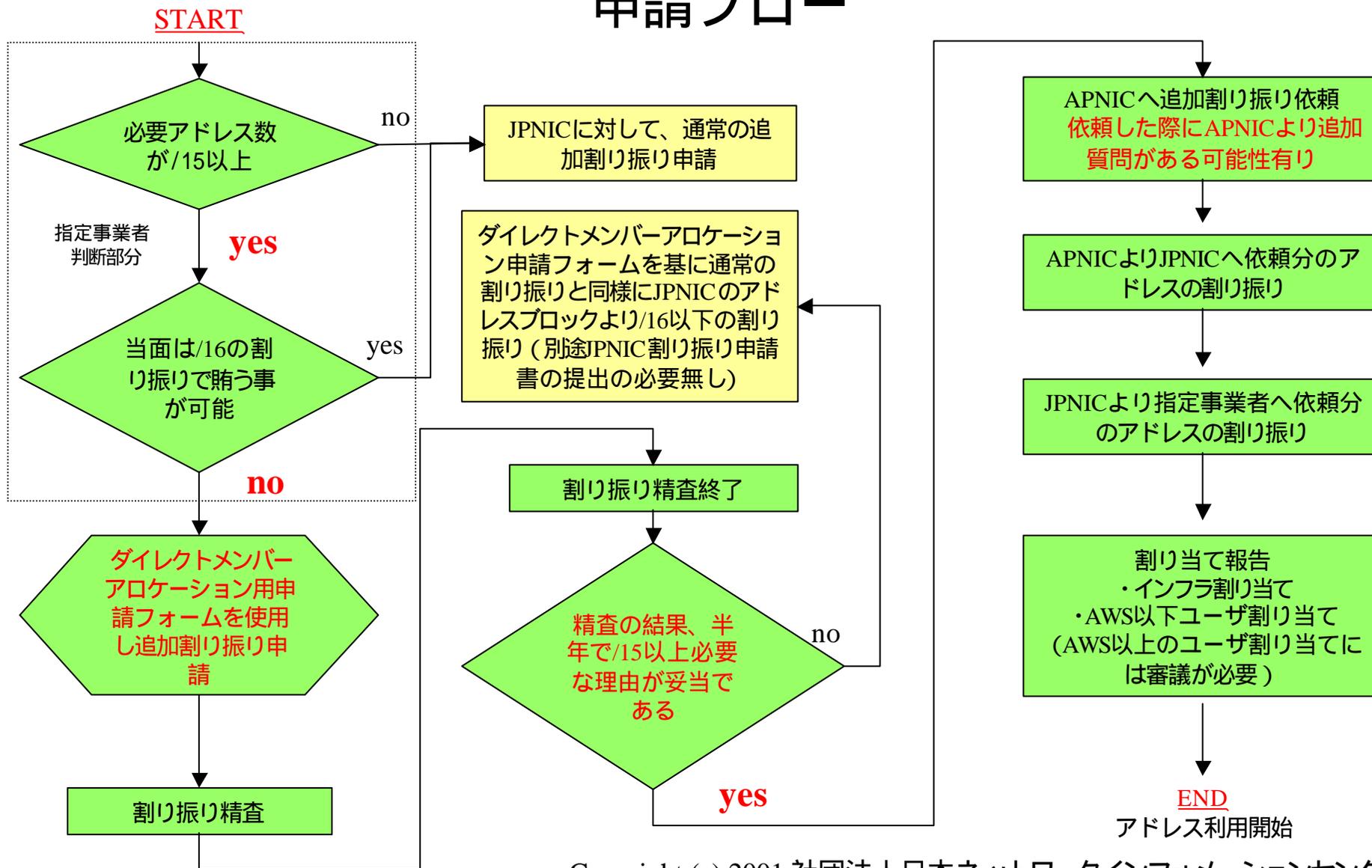


ダイレクトメンバーアロケーション⁷ 導入前後の比較

～ 導入後 ～



5 ダイレクト・メンバー・アロケーション 申請フロー



6 申請書の紹介

6 - 1 #[MAINTAINER TEMPLATE V:3.0]#

6 - 1 - 1 #[PERSON TEMPLATE V:4.0]#

6 - 1 - 2 #[PERSON TEMPLATE V:4.0]#

6 - 2 #[NETWORK TEMPLATE V:5.0]#

6 - 2 - 1 #[ISP TECHNICAL TEMPLATE V:4.0]#

6 - 2 - 2 ##[備考欄]##

6 - 1 #[MAINTAINER TEMPLATE V:3.0]#

#[PERSON TEMPLATE V:4.0]#のmnt-by取得用

#[MAINTAINER TEMPLATE V:3.0]#

#acct-name: 空欄

mntner: JPNIC-ISP

descr: Japan Network Information Center

descr: Network Bugs Feeding Facility

descr: Tokyo

country: JP

admin-c: Auto-1

tech-c: Auto-2

upd-to: hanako@nic.ad.jp

auth: NONE

remarks:

mnt-by: JPNIC-ISP

changed: hanako@nic.ad.jp 20011201

source: APNIC



6 - 1 -1 #[PERSON TEMPLATE V:4.0]#

11

#[MAINTAINER TEMPLATE V:3.0]#のadmin-c: Auto-1

APNIC NICハンドル取得用

```
#[PERSON TEMPLATE V:4.0]#
```

```
person: Hanako Jpnic
```

```
address: Japan Network Information Center
```

```
address: kokusai-kougyou-kanda Bldg 6F
```

```
address: 2-3-4 Uchi-Kanda
```

```
address: Chyoda-ku,Tokyo
```

```
country: JP
```

```
phone: +81-3-5297-2311
```

```
fax-no: +81-3-5297-2312
```

```
e-mail: hanako@nic.ad.jp
```

```
nic-hdl:AUTO-1
```

```
remarks:
```

```
changed: hanako@nic.ad.jp 20011201
```

```
mnt-by: JPNIC-ISP
```

```
source: APNIC
```

#[MAINTAINER TEMPLATE V:3.0]#のtech-c: Auto-2

APNIC NICハンドル取得用

```
#[PERSON TEMPLATE V:4.0]#
person: Taro Jpnic
address: Japan Network Information Center
address: kokusai-kougyou-kanda Bldg 6F
address: 2-3-4 Uchi-Kanda
address: Chyoda-ku,Tokyo
country: JP
phone: +81-3-5297-2311
fax-no: +81-3-5297-2312
e-mail: taro@nic.ad.jp
nic-hdl:AUTO-2
remarks:
changed: hanako@nic.ad.jp 20011201
mnt-by: JPNIC-ISP
source: APNIC
#[TEMPLATES END]#
```

6 - 2 #[NETWORK TEMPLATE V:5.0] 会員情報登録用

```
#[NETWORK TEMPLATE V:5.0]#  
netname: JPNIC-ISP-AP-TOKYO  
descr: Network Bugs Feeding Facility  
descr: Tokyo  
country: JP  
admin-c: 6-1-1 で取得したNIC ハンドルを入力  
tech-c: 6-1-2 で取得したNIC ハンドルを入力  
remarks: 空欄  
changed: hanako@nic.ad.jp 20011201  
mnt-by: 空欄  
mnt-low: 空欄  
source: APNIC
```

6 - 2 - 1 #[ISP TECHNICAL TEMPLATE V:4.0]# 割り振り申請書

#[ISP TECHNICAL TEMPLATE V:4.0]#

acct-name: 空欄

connectivity: PEERING- POINT

conn-provider: **IX

all-0s-subnets: YES

all-1s-subnets: YES

supernets: YES

subnets: YES

portable: NO

cust-network: 空欄

cust-network: 空欄

infrastructure: 202.12.29.0 255.255.255.192 YES 62 12/24/48 servers

infrastructure: 202.12.29.64 255.255.255.192 PART 62 30/40/50 dialup ports

network-plan: 0.0.0.0 255.255.255.240 YES 14 1/5/11 support group

network-plan: 0.0.0.16 255.255.255.240 YES 14 4/8/8 customer svc

#[TEMPLATES END]#

6 - 4 ##[備考欄]## 審議参考情報

##[備考欄]##

アドレスが必要な理由を日本語で記載

添付資料、SSLで送信する場合は、その旨、記載

##[TEMPLATES END]##

7 ダイレクト・メンバー・アロケーション 申請における注意事項 PART1

- ・ダイレクト・メンバー・アロケーション申請フォームはAPNICの割り振りフォームを使用します。
- ・審議参考情報以外は、APNICの割り振りフォームを使用するため、英文記載でご提出いただきます。
- ・半年で/15以上の需要があるかどうかの審議はJPNICが行います。
- ・半年で/15以上の需要があると判断した場合、JPNICが英文にて審議サマリーレポートを作成し、APNICに割り振り申請依頼をします。

7 ダイレクト・メンバー・アロケーション 申請における注意事項 PART2

- ・APNIC側がJPNICのサマリーレポートに対して審議を行います。場合によっては、JPNIC審議完了後であっても、APNICの質問に対して、再度、JPNICがIP指定事業者にお問い合わせを行う場合があるをご認識ください。
- ・APNICのWHOISデータベースには、便宜上、APNICからIP指定事業者へ直接割り振られた形で表示されますが、管理的には、通常のAPNICからJPNICに割り振られたアドレスからIP指定事業者へ割り振られたアドレスとの違いはございません。（逆引きの権限はJPNICにあります）
- ・APNICへ別途割り当て報告をする必要はございません。

7 ダイレクト・メンバー・アロケーション 申請における注意事項 PART3

- ・ダイレクト・メンバー・アロケーションに対する手数料は発生いたしません。
- ・維持料に関しましては、現状のJPNICより割り振られているアドレスブロックに含め計算させていただきます。
年間の維持料を毎年4月に徴収いたします。
APNICに対しての維持料は一切発生いたしません。

8 ドキュメント公開について

ダイレクトメンバーアロケーションのドキュメントにつきましては近日公開予定です。

公開する際にはJPNICのトップページおよび皆様へメールにてご案内させていただきます。

9 問い合わせについて

ダイレクトメンバーアロケーションについての
お問い合わせは、以下までお願い致します

`query@ip.nic.ad.jp`

